

# 吹田市新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護継続支援 事業の御案内

- 介護者が新型コロナウイルス感染症の影響により介護ができなくなった場合に、感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）となった障がい者においては、居宅で長い時間を一人で過ごすことが想定されます。このような状況において、障がい者の日常生活を支えるため、居宅介護支援の提供が必要となります。
- このため、感染者と接触があった者となった障がい者が引き続き介護を受けることができるよう、必要なサービスを確保する観点から、居宅等において新たに必要なサービスを提供する障がい福祉サービス事業者に対して支援を行います。

## ●事業内容

- ① 衛生用品等の支給
- ② 支援協力金の交付
- ③ 宿泊施設の借り上げ
- ④ 宿泊施設への移送

※③、④については、障がい者の事情により、居宅での支援が困難であると判断した場合において、適用します。

## ●対象事業者

障がい福祉サービス事業者

## ●支援協力金

- ① 支援日額：対象者 1 人につき、1 日あたり 20,000 円
- ② 居宅療養支援（見守り）：対象者 1 人につき、1 回（3 時間）あたり 8,000 円
- ③ 居宅療養支援（見守り）：3 時間未満の場合の 1 時間あたり 2,500 円

## ●事業実施について

〈協力事業者の登録〉

- ① 上記「対象事業者」から協力事業者を募集します。御協力いただける場合は、新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護継続支援事業協力事業者登録票（様式第 1 号）を提出してください。
- ② 登録事業者の中から、原則として支援対象となる障がい者の居所に最も近い所在地の事業所を順にサービス提供の依頼を行います。

### 〈支援対象〉

本市に居住する障がい者であって、在宅介護を実施する家族が新型コロナウイルス感染症に感染し他の手段により介護を受けることができない者

- ① 同居家族等による介護を受けて生活し、障がい福祉サービス（以下「サービス」という）の決定がない者
- ② 日中活動等のサービスの決定はあるが、居宅介護等によるサービスの決定がない者
- ③ 同居家族と介護事業者による介護を受けて生活している者
- ④ 複数の居宅介護事業者による介護を受けて生活している者
- ⑤ 上記、①～④の適用は、他の手段（同居していない家族や短期入所支援等）による介護を受けることができない場合に対象とする。

※③及び④については、契約している居宅介護事業者が日数等を増やしてサービス提供を継続する場合には、本事業の対象とはなりません。

●支援協力金の申請方法については、別途御案内します。